

生駒市週休2日促進工事試行要領

1. 目的

本要領は、生駒市が発注する土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）及び公共建築工事積算基準による工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事等」という。）における週休2日の確保に向けて実施する週休2日促進工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 工事着手日

土木工事等においては、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日をいう。

建築工事等においては、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(2) 完成通知日

工事完成通知書の提出日をいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成通知日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書によりあらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても現場閉所日数に含めるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の現場閉所（現場休息）した日数の割合（以下「現場閉所（現場休息率）」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。ただし、対象期間がひと月に満たない場合は、対象期間における暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合とする。

(7) 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内のすべての月で現場閉所した日の割合（以下「月の現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の場合とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では月の現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計に数以上に閉所を行っている場合とする。また、月の現場閉所率が28.5%以上であっても、閉所日数がその月の暦上の土曜日・日曜日の合計日数未満の場合は除く。

(8) 完全週休2日（土日）

本要領における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合とする。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

3. 対象工事

生駒市において発注する土木工事等及び建築工事等とし、特記仕様書に明記したものに適用する。ただし、以下の工事については、対象外とすることができる。

- (1) 維持工事等
- (2) 社会的要請により工期等に制約がある工事
- (3) 緊急に対応することが必要な工事

4. 発注方式

- (1) 受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）とする。
- (2) 工事契約後、週休2日試行の対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。
- (3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休

日確保に努めるものとする。

5. 対象工事である旨等の明示

- (1) 対象工事である旨等の明示は、入札公告及び現場説明書への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。また、週休2日を実施しなかった場合や完全週休2日（4週8休以上）または月単位の週休2日（4週8休以上）が達成できなかった場合には、減額変更の対象となる旨を記載するものとする。
- (2) (1) の記載は、別紙1及び別紙2の記載例を参考にするものとする。

6. 積算方法等

(1) 土木工事等

完全週休2日（土日）を前提に、別紙3（別表1から別表3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

週休2日試行の対象工事において、受注者が週休2日を実施しなかった場合や月単位の週休2日（4週8休以上）または完全週休2日（土日）が達成できなかった場合は、当初計上している完全週休2日（土日）の補正係数を別紙3（別表1から別表3）に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

(2) 建築工事等

- (i) 週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、市場単価等の補正率については、別紙5のとおりとする。

① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

- (ii) 月単位の4週8休以上を前提に、(i) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(i) ②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

(i) 工事着手前

イ 受注者は、工事着手までに週休2日の実施の可否を工事打合簿（別紙5）により協議し、その結果に基づき週休2日の実施について施工計画書に記載する

ものとする。

ロ 受注者は、週休2日を実施する場合、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員へ提出する。また、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書（別紙6）（月単位を原則とする。以下「計画書」という。）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日はすべて休日とすることを原則とする。

ハ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と監督職員との協議により決定する。

ニ 分離発注者の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息日の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。

ホ 監督職員は、実施工程表及び計画書（以下「実施工程表等」という。）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

(ii) 工事着手後

イ 受注者は、計画書に対する休日取得実績書（別紙7）（以下「実績書」という。）を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）監督職員に提出し確認を受けるものとする。受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日はすべて休日となるように努めるものとする。

ロ 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を監督職員へ提出する。なお、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

ハ 監督職員は、修正後の実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

ニ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

ホ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(iii) 工事完成後

イ 受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

ロ 工事現場において週休2日試行の対象工事である旨を明示したことがわかる写真等

(iv) その他留意事項

- イ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ロ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ハ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ニ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ホ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- ヘ 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。

（2）週休2日促進工事の見える化

受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日促進工事の試行対象工事である旨を明示（別紙8・9）するものとする。

（3）適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工程のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（4）工事成績評定

週休2日試行の対象工事において、完全週休2日（土日）の現場閉所等を行ったと認められる工事については、工事成績評定において評価するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日（4週8休）の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日（4週8休）に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

（5）元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の試行にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

8. その他

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。(様式1)

附則

本要領は、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する土木工事等及び建築工事等から適用する。